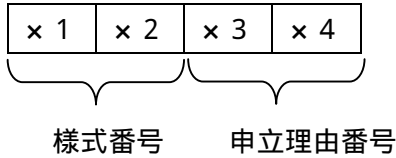


2.1.3 再審査・過誤申立情報

(1) 介護給付費過誤申立書情報

項番8「申立事由コード」に設定する値は英数属性4バイトで構成する。



コードを設定する際には、様式番号と申立理由を組み合わせる。様式番号と申立理由のコード一覧は次の通り。

様式番号

様式番号	様式名称
1 0	様式第二 居宅サービス介護給付費明細書（訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護）
1 1	様式第二の二 介護予防サービス介護給付費明細書（介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所介護・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護）
2 1	様式第三 居宅サービス介護給付費明細書（短期入所生活介護）
2 4	様式第三の二 介護予防サービス介護給付費明細書（介護予防短期入所生活介護）
2 2	様式第四 居宅サービス介護給付費明細書（介護老人保健施設における短期入所療養介護）
2 5	様式第四の二 介護予防サービス介護給付費明細書（介護老人保健施設における短期入所療養介護）
2 3	様式第五 居宅サービス介護給付費明細書（病院又は診療所における短期入所療養介護）
2 6	様式第五の二 介護予防サービス介護給付費明細書（病院又は診療所における短期入所療養介護）
3 0	様式第六 居宅サービス介護給付費明細書（認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護（平成18年3月サービス以前））
3 1	様式第六の二 介護予防サービス介護給付費明細書（介護予防認知症対応型共同生活介護）
3 2	様式第六の三 居宅サービス介護給付費明細書（特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者介護）
3 3	様式第六の四 介護予防サービス介護給付費明細書（介護予防特定施設入居者生活介護）
3 4	様式第六の五 居宅サービス介護給付費明細書（認知症対応型共同生活介護（短期利用型））
3 5	様式第六の六 介護予防サービス介護給付費明細書（介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型））
4 0	様式第七 居宅介護支援介護給付費明細書
4 1	様式第七の二 介護予防支援介護給付費明細書（介護予防支援）
5 0	様式第八 施設サービス等介護給付費明細書（介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設）
6 0	様式第九 施設サービス等介護給付費明細書（介護老人保健施設）
7 0	様式第十 施設サービス等介護給付費明細書（介護療養型医療施設）

請求明細書の様式番号とは異なることに留意すること

申立理由

申立理由番号	申立理由
0 1	台帳誤り修正による保険者申立の過誤調整
0 2	請求誤りによる実績取り下げ
0 9	時効による保険者申立の取下げ
1 1	台帳誤り修正による事業所申立の過誤調整
1 2	請求誤りによる実績取り下げ（同月）
2 1	台帳誤り修正による公費負担者申立の過誤調整
2 9	時効による公費負担者申立の取下げ
3 2	給付管理票取消による実績の取下げ
4 2	適正化による保険者申立の過誤取下げ
4 9	適正化による保険者申立の過誤取下げ（同月）
5 2	適正化による公費負担者申立の過誤取下げ
5 9	適正化による公費負担者申立の過誤取下げ（同月）
9 0	その他の事由による台帳過誤
9 9	その他の事由による実績の取り下げ

例えば、「居宅サービス介護給付費明細書(短期入所生活介護)」について「台帳誤り修正による過誤調整」を申し立てる場合には、申立事由コードに「2101」を設定する。

現物給付分の給付実績、高額介護サービス費、償還払い分給付実績が保険者の事務処理となる。

過誤申立の内容は、台帳誤り、取り下げ、その他取り下げの3パターンに分かれる。

同一月内の過誤申立と再審査申立は、先に受け付けられた方が優先する。

4月に再審査申立書を受け付け、5月に過誤決定通知書が返却された場合、この過誤決定通知書の受付年月は4月、決定年月は4月となる。

過誤処理の処理は、各連合会にて決定されるため、必ずしも申立の受付年月に処理が行われるとは限らない。当月中に処理が行われなかった場合には、翌月以降に持ち越される。